

平成26年11月25日
関 東 森 林 管 理 局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

東和町森林組合

宮城県登米市東和町米川字小田110-1

2 指名停止期間

自 平成26年11月26日

至 平成26年12月25日（1ヵ月間）

3 指名停止の理由

東和町森林組合は、平成22年8月9日及び平成24年10月16日付けで東北森林管理局宮城北部森林管理署長と契約した製品生産事業請負外において、事業実行中に発生した4日以上の労働災害を、所轄の瀬峰労働基準監督署長に遅滞なく報告することをしなかったとして、平成26年9月19日、登米簡易裁判所より労働安全衛生法違反による罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日59林野経第156号）別表2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：行政専門員